

若手芸術家に対する市営住宅の使用許可に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、若手芸術家の活動環境を整備し、京都市への定住・移住を促進するとともに、更なる団地内コミュニティの活性化及びコミュニティミックスを図るため、地方自治法第238条の4第7項及び京都市公有財産規則に基づく、若手芸術家に対する市営住宅の空き住戸の使用許可（以下「目的外使用許可」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「若手芸術家」とは、第6条の申請時点において、京都市内を拠点とし、京都市内外で芸術活動を展開している又は活動する予定のある大学生（39歳以下の者に限る。）及び39歳以下の者のうち、文学、音楽、芸術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、伝統芸能、大衆芸能、生活文化、国民娯楽などの分野の活動に携わる芸術家、実演家、教授・指導者、制作・技術スタッフをいう。

(対象団地)

第3条 対象団地は、入居者の居住及び生活の場としての機能が十分に保持され、かつ、直近の市営住宅入居者の公募倍率が概ね1倍である団地など、本市の一般公募に影響が生じない団地とする。

(対象住戸)

第4条 目的外使用許可の対象となる住戸（以下「使用許可住戸」という。）は、前条の団地から選定し、原則、現状有姿で引き渡す。

(使用許可申込者の資格)

第5条 使用許可を受けようとする若手芸術家（以下「使用許可申込者」という。）は、次の各号に掲げる要件を備える者でなければならない。

- (1) 団地自治会に加入し、地域イベント活動に参加するなど、地域交流に意欲があること。
- (2) 日本語で日常会話ができること。

(申請)

第6条 使用許可申込者は、行政財産使用許可申請書（第1号様式）及び活動報告書（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第7条 市長は、前条の規定による申請内容について、市営住宅の使用を許可することが適当と認めるときは、行政財産使用許可書（第3号様式）により使用許可申込者に使用の許可を通知する。

(使用許可期間)

第8条 使用許可期間は、使用開始予定日から当該予定日の属する年度の末日を超えない範囲内で定めるものとする。

(継続許可申請)

第9条 使用許可を受けた若手芸術家が、前条の使用許可期間の満了後も引き続き使用許可住戸を使用する場合は、原則として当該期間満了の日の30日前までに行政財産更新使用許可申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があった場合、市長は、第7条及び前条の規定に準じて、当該申請者が当該使用許可住戸を引き続き使用することを許可することができる。

(使用料)

第10条 使用料は、使用許可開始年度において京都市公有財産及び物品条例第2条第2項の規定により算定した額を、公有財産条例第2条第4項第4号の規定により5割減額して得た額とする。

ただし、本市において使用許可住戸を整備した場合、使用許可を受けた若手芸術家は使用料に加えて、住戸整備費として月額１５，０００円を併せて本市に納付する。

（共益費等の負担）

第１１条 京都市市営住宅条例第２０条第１項に掲げる入居者が負担する費用は、使用許可を受けた若手芸術家が負担する。

（使用許可の取消し）

第１２条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消すことができる。

- （１）本市において、使用許可財産を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- （２）使用許可を受けた者が許可条件に違反したとき。
- （３）使用許可を受けた者が使用料の納付を怠ったとき。
- （４）使用許可を受けた者が京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員又は同条例同条第５号に規定する暴力団密接関係者であるとき。
- （５）その他使用者が法令の規定に違反したとき。

（補則）

第１３条 本要綱の施行について必要な事項は、住宅室長が定める。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。